

## 平成 24 年 12 月議会山田美津代一般質問

○議長（青木義勝君） それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。

それでは続きまして、次に、13番、山田さんの発言を許します。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 13番、山田美津代です。4項目にわたって一般質問をさせていただきます。

まず初めに、**就学援助制度の充実を。**

小・中学生が安心して義務教育を受けられるように、経済的に厳しい家庭に学用品や給食費など、費用の一部を援助するという制度が就学援助制度です。今、リストラや給料の減額などで家庭の収入が減り、子供たちにしわ寄せが行っているのではないかと懸念されます。町でも就学援助制度をやられていますが、さらに充実されて未来の宝である子供たちがいじめなどで心を病むことのないよう御配慮をお願いします。

充実する内容、①クラブ活動費、②校外活動費、③生徒会費、④体育実技用費、⑤水着、体操服代、⑥眼鏡、コンタクトレンズ代、⑦卒業アルバム代等です。

この間、教育委員会でお聞きしましたら、新1年生にはランドセルとか制服代、上靴、新入学用品、それから1から6年生は学用品、筆箱、ノート代ですね。あと遠足代も限度額、それから修学旅行費は全額ということをおられました。それで定額が1万1,100円、これは小学生。中学生は2万1,700円という就学援助制度を実施しているということをお聞きしました。さらにこの今の7項目の充実をしていただきたいという質問でございます。

**2番目、中学校給食実現の請願が採択されてもう1年たちます。実現に向けた進捗状況をお聞かせください。**

1年たつのですから、一日も早く実現に向けて協議する委員会を立ち上げて、予算やスケジュールを立てていかなければならないのでは。給食反対派の意見はもう出尽くしたと思います。請願が全会一致で通ったことを受けて反対派や弁当推進派の意見をいつまでも聞いている場合ではありません。請願採択の内容に沿った中学校給食の実現こそ当たり前です。一日も早く学校給食法に沿った給食の開始を望みます。

**3、生存権を脅かすような厳し過ぎる差し押さえは憲法違反では。**

9月に起きた差し押さえのことは、決算委員会でも取り上げておりますので御存じのことと思います。16万円の給料が口座に入った途端10万円も差し押さえられた若者で、その後、食べるものもなくなり、朝、昼と何も食わず働いていました。こんなことがこの町で起きるなんて信じられませんでした。人に優しいこの町で。何とか福祉貸し付けを借

りて彼は生き延びましたが、生存権はどうなるのでしょうか。滞納してほっておいたほうが悪いという方もおられますが、仕事もなく生きるために毎日一生懸命職探しをしていた彼を責められるのでしょうか。彼は今、きちんと仕事につき、もう町の滞納はしないと断言しています。そのことを教えるために厳しい差し押さえをしたと担当課長は言っているが、命をなくしていたらどう責任をとられるのか。滞納と命とどちらが大事なのかは、誰でもわかっていることです。

公務員のよりどころは、憲法と地方公務員法です。民営の利益追求のためには法に触れなければいいという行動規範ではありません。命をとられたら、彼はこれから払える税金も払うことができなくなるのです。

これからもこのような非道な差し押さえを続けるのでしょうか。やめていただきたいと思います。

#### 4 番目、公共交通は元気号とデマンド方式の融合で。

先日、議会の公共交通特別委員会で視察研修に行きました香川県まんのう町のデマンド交通については、初日に委員長が報告をされていますが、まんのう町側は、議会の主導でデマンドを取り組まれたので、その波に乗って実現したと言われていました。広陵町とはえらい違いと思いました。

毎年行われている住民と町との交渉の場（自治体キャラバン）の要望書の回答に「デマンドは考えていません」とありました。元気号の見直しをされて、より使いやすくなるのは、町民にとってよいことですが、改善したくても改善できないことがあります。例えば、足の悪いお年寄りや歩いてバス停まで行かなければなりません。利用者の行きたい時間にはバスは来てくれません。帰りも長いこと待たなくてはなりません。行きたくもないところを何十分も乗ったままでいなければなりません。大きな車両に変えても、バス停を改善しても、積み残しや空気を乗せて走る時間帯は解決できません。こうした元気号のデメリットをデマンドで埋めたらどうでしょうか。デマンドは議会が検討しているからと言うだけで、検討もしないというのではなく、利用者の声を生かし、利用しやすい、「住んでよかった広陵町」を実践するため、議会と一体に進めるべきです。これからの高齢化社会に備えるには、軽車両のデマンド方式が必要ではないかと思います。

よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、ただいまの質問に対しまして、御答弁をお願いします。

平岡町長！

○町長（平岡仁君） ただいま山田議員から質問がございました4項目についてお答えをします。

初めの就学援助制度の充実については、教育長が後ほどお答えをします。

2番でございます。

中学校給食実現に向けた進捗状況についてでございます。私から町の対応状況を説明し、教育長から教育委員会の状況を説明します。

「食生活、食育を考える会議」では、「食育」という観点から中学校給食のあり方を検討いただいております。先日、行政だけではなく、みんなで取り組む食育を目指すため、食育推進計画作成に関するアンケートを町職員や各種団体、学校関係者などに実施させていただき、約800名の方から回答をいただきました。

現在、回答いただいたアンケートの集計並びに分析作業をしているところですが、給食に関する意見も多数いただいております。これらの意見も踏まえながら、食育推進計画の素案を作成することとしています。

中学校給食の実現につきましては、平成25年度の主要事業として位置づけるため、教育委員会部局との調整をしているところです。

次に、生存権を脅かすような差し押さえは憲法違反ではという厳しい言葉をいただいております。

答弁として、厳し過ぎる差し押さえは憲法違反ではないかとの御質問でございますが、町税は町民の方々の暮らしを守るための事務事業を進めるための大切な財源であり、町長である私と議会議員の皆さんは町民の方々の信託により、行政を運営させていただいております。定められたルールにより税を収納させていただくことも重要な責務であります。

税収納業務は、収納課職員の努力により収納率が向上し、公平性の確保に大きな成果をおさめていただいております。

私が担当者に指示しておりますのは、厳しさと優しさを兼ね備えた対応であり、それぞれの事情を十分把握し、滞納原因を見きわめ、滞納解消の相談に応じることであります。

差し押さえは最終手段であり、そこに至るまで手順を踏んで対応させていただいております。

納税者の多くは、納税通知を受け取っていただくと、そこに定められている納期限までに納付していただいているか、指定の預金口座から振替させていただいております。

納期限までに納付していただかなかった方には、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと定められており、さらに10日以内に納付がなければ滞納者の財産を差し押さえなければならないと法律で定められていることは議員も御承知のことと思います。

憲法の定め、地方税法の定めなど、町の事務事業を進めるために、法を守らなければならないのは当然のことです。

先ほども申し上げましたように、十分な協議、相談をした後の差し押さえでありますので、御理解いただきたいと存じます。

4番の公共交通は元気号とデマンド方式の融合ということで視察結果の御報告もいただいております。

答弁として、御質問の元気号とデマンド方式の融合についてでございますが、3月議会

において答弁させていただいたとおり、デマンドタクシーを無償、あるいは安価で運行することになれば、既存の路線バスが休廃止になるおそれが多分に考えられ、休廃止になった場合は補完が必要になります。

例えば、具体的に申し上げますと、奈良交通のバス路線であります高田新家線は現在、県、県内の全ての市町村、交通事業者、運輸支局等で構成されている奈良県地域交通改善協議会で広域幹線と認定を受け、国から補助金を受けて運行されています。しかしながら、収支状況は厳しく、今後利用者が減少すれば、高田平端線と同じく休廃止になることが9月に開催された意見交換会で議題に上がりました。

町内から近鉄大和高田駅までデマンドタクシーを運行することは、高田新家線の休廃止を促すことになり、現在のバス利用者は不便を来すことになります。

3月議会にお示しいただいた最終報告書案では、通勤、通学には対応しないということなので、バス路線が休止、あるいは廃止になった場合は、通勤、通学者の移動手段を絶つことになります。

また、利用者が集中する時間帯や、利用者がふえ続けた場合の対応、車両のトラブル、さらに受け付け体制等を考えると、最終報告書案については慎重に対応しなければならないものです。

町としましては、これまでデマンドタクシーの導入を検討しなかったのではなく、さまざまな運行方法を広陵町地域公共交通活性化協議会等においても検討させていただいた結果、路線バス方式が広陵町に最も適した方式であると判断したものであります。

町が構築する公共交通システムによって、民業を圧迫するようなことがあつては、交通事業者、近隣市町村及び各関係機関の理解を得ることは非常に困難となります。

本来あるべき公共交通システムとは、鉄道、バス、タクシーといった既存の公共交通分野と、行政が実施する公共交通分野とのすみ分けがなされており、かつ持続可能なものでなければなりません。

山田議員の御指摘の障がい者や、いわゆる移動困難者の交通手段については、福祉分野の福祉タクシー、介護タクシー等を活用いただきたいと存じます。

今後、交通事業者との連携により、利用環境の向上、効率的な運行について検討を進め、利用促進を図りながら、それぞれの分野において、サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

私から以上のとおりでございます。

○議長（青木義勝君） それでは、安田教育長！

**○教育長（安田義典君）** 山田議員の質問事項1、就学援助制度の充実を。

その充実の内容として、①クラブ活動費、②校外活動費、③生徒会費、④体育実技用費、

⑤水着、体操服代、⑥眼鏡、コンタクトレンズ代、⑦卒業アルバム代等の内容でございます。

答弁といたしまして、就学援助制度の充実をとのお尋ねですが、本町におきましては、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費及び給食費を就学援助費として支給させていただいております。

項目列挙していただいている中で、クラブ活動費につきまして、現時点では、クラブにより費用の差が生じることから平等に援助できないため、支給の対象とはしておりません。しかし、中学生へのクラブ活動に係る費用の一部（バス借り上げ料、対外出場費）をクラブごとに補助させていただいております。

また、他の充実内容の中で、柔道着や剣道用具などの体育実技用費、眼鏡や卒業アルバム代等について支給されている団体もありますが、本町におきましては、全ての児童・生徒が適正に就学できるために、どの範囲で援助させていただくのがよいかについて研究させていただきます。

次、質問事項2、中学校給食実現の請願が採択されてもう1年たちます。実現に向けた進捗状況をお聞かせください。

答弁といたしまして、中学校給食につきましては、教育委員会部局においては、「広陵町中学校給食懇話会」を組織し、今までいろいろな方式により実施をされている先進地の取り組みについて、視察研修を重ねていただいております。あわせて、教育委員会及び事務局職員の研修結果についても、懇話会委員へ内容の提供を行っております。

これらの研修を踏まえ、懇話会においては、非常に活発な意見の交換をしていただいております。今後、いろいろな方式について比較検討をしていただいた上で意見をいただき、教育委員会としての方針をまとめてまいります。

議員が懇話会委員の皆さんを「給食反対派」「弁当推進派」と決めつけておっしゃるのはいかがなものかと思えます。いろんなお声をいただくことが、実り多い、意義深い懇話会であると思っております。

以上でございます。

○議長（青木義勝君） それでは、2回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 就学援助制度の2回目です。

2010年に文部科学省は新たにクラブ活動費、PTA会費、生徒会費の3項目を要保護児童・生徒の就学援助費の国庫補助対象として準要保護児童・生徒も拡大した対象品目が一般財源化されました。ところが実施されている市町村は少なく、5つの市にとどまっています。横浜市、高松市、大阪市、秋田市、福井市だけが実施をしているということで

すね。公立の小学校で学校教育費が平均で年間5万6,020円、公立中学校で平均13万8,044円かかります。この学校教育費というのは、教科書以外の図書費、学用品、実験実習材料費、教科外活動費、通学費、制服、通学用品費、修学旅行、遠足、見学費、学級児童会、生徒会費、PTA会費、その他の学校納付金、寄附金などで学校教育のために各家庭が支出した経費です。学校生活のためには、それ以外に給食費もかかります。給食費を加えると小学校で年間9万7,556円、中学校で17万547円かかり、父母負担は相当な額になります。義務教育はこれを無償とする。これは憲法26条の規定です。初等教育は義務的なものとし、全てのものに対して無償のものとする。これは国際人権規約A規約の第13条2項の規定です。義務教育の無償化条項について、我が国は1979年に批准しています。しかし、義務教育と言いながら、実は無償と大きくかけ離れ父母負担に依存しているのが日本の義務教育です。それが今の現状です。義務教育における教材費は1953年に制定された義務教育費国庫負担法によって2分の1が国庫負担の対象にされてきました。ところが、臨調行革によって、1985年に国庫負担の対象から一般財源とされてしまいました。それ以来地方財政の悪化に伴って、教材費が父母負担に転化されてきたのです。それでも地方自治体、教材費などきちんと財政支出して、国庫負担の対象に戻し父母負担をなくさなければなりません。イギリスやアメリカ、ドイツ、フランスなど諸外国では、こうした教材や教育活動にかかる費用は無償が原則です。給食費まで無償です。就学援助制度を受けている広陵町の準要保護児童数は平成21年度144人から平成23年度158人にふえています。平成23年度の決算では673万円の支出で不用額が421万円あります。もっとこの就学援助制度を充実させることは可能です。文科省が新たに対象とした3項目とともに、この体育実技に関する費用や眼鏡等、アルバムなども加えていただきたいと思います。もう一度御答弁いただけますか。いかがでしょうか。

○議長（青木義勝君） 竹村教育委員会事務局長！

**○教育委員会事務局長（竹村元延君）** 広陵町の場合は御承知のように、議員御承知の項目において補助をさせていただいております。考え方の基本は要保護児童・生徒、また準要保護児童・生徒だけではなく、全ての児童・生徒が適正に就学できるようにということを基本にして、生活の困難なお方、家庭に対しての補助という考え方でございまして、その点でそういう項目で補助をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

それと予算の不用額についてお述べをいただきましたけれども、本制度はあくまでも申請主義ということで、制度を定めて、それに対する申請があつて判断を支給の決定をさせていただいていると、そういう制度でございまして、ある程度の幅を持って予算のほう

は用意をさせていただいております。ですので、不用額があるから、そこへプラスして支給という考え方はちょっと制度の運用上どうなのかなという気はいたします。その点、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** その申請のこともちょっとこれから質問させていただこうと思ったんですね。申請用紙にも改善が要ると思うんです。私、この質問通告書を出してからいろいろネットであちこちのところを見ましたら、今お手元のところに配付させていただいてますように、広陵町のこの「保護者の皆様へのお知らせ」、これ見ていただいたらわかると思うんですけれども、その後に滋賀の大津市、それから東京の町田市、それから愛知の一宮市、これが皆わかりやすい所得、支給できる世帯の目安というのを載せてはるんですね。滋賀の大津市でしたら、父35歳、母30歳、子供6歳、子供2歳、世帯の総収入額、給与所得控除前の額約430万円の4人世帯。2番目が祖父69歳、祖母68歳と、こういうふうに例がわかりやすく書いています。

それで、町田市の例も所得基準目安、世帯構成例、持ち家と借家と分けて書いてますね。これも持ち家でしたら、お二人で父または母、子ということで持ち家170万円で、借家だったら254万円で、大変わかりやすく書いています。

でも、この広陵町のこの申込書に添えられているお知らせでは、生活保護法に基づく所得基準をやや上回る事となったため、保護の停止、または廃止を受けた者。それから、生活保護法に基づく、保護家庭に準じる程度の収入の家庭、その他何らかの事由により学用品費の経費負担が困難と認められる者で、これ配られて自分が該当するかどうか、大変わかりにくいと思うんです。ぜひ申請用紙を改善していただきたい。こういう先進例のように改善していただけたら、もっと申請者がふえるのではないかな。今、本当に暮らし大変なんですよ、皆さん、町民の皆さんね。それで、もっとふえるのではないかと思います。

今、何人ぐらい受けているんですかとお聞きしましたら、小学校で80人、中学校で70人受けておられると伺っています。でも失業や給料カットなどで生活が苦しい家庭がふえています。先進地のように、その所得基準をはっきりと明示して受けやすく改善できますでしょうか。

ちょっと国のこともちょっと言っておきたいと思うんですけれども、やはり国がこの子供たちの教育を受ける権利をひとしくお金を出すべきだと思うんですが、市町村への補助を減額してますね。2000年に153億円あった補助金額が2004年度には141億円に減額されました。就学援助を受ける児童・生徒がふえ続ける中での減額の強行でした。市町村が給付した就学援助額と国からの補助金額を比べると、1999年には30.1%

でしたが、2003年には21.2%にまで落ち込んでいます。2分の1の補助どころか5分の1の補助です。支給をふやせば自治体の持ち出しがふえる。これでは自治体に対して切り捨てや切り下げを行えというのに等しいものです。このような国の貧しい政治は今行われているこの選挙で変えなくてはいけないと思っていますが、町は町として国に補助を元に戻せを言うべきではないでしょうか。でも私は1,000万円予算をとっておられるのですから、余っていると思うんですよ。ぜひこれ、満額使っていただけるように予算いっぱい使って、この就学援助制度を利用しやすく、また充実してほしいなというふう思うんですけども、竹村局長は、そういう考え方はおかしいというふうにおっしゃっていましたが、研究を教育長はこの7項目の眼鏡とか卒業アルバム代については適正に就学できるためにどの範囲で援助させていただくのがよいかについて研究をさせていただきますという、前向きな御答弁と受けとめますが、ぜひ研究していただいて実施に向けて充実させていただきたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（青木義勝君） 3回目の答弁です。

竹村教育委員会事務局長！

**○教育委員会事務局長（竹村元延君）** 私の答弁でいいのかどうかと言いな

がら立たせていただきましたけれども、まずお知らせの内容でございます。

お知らせの内容につきましては、まず新年度が始まったときに新入学者、また進級者、とにかく児童・生徒全員に対しましてお持ち帰りをいただいております内容でございまして、全保護者がお目にいただいている内容でございます。ただ、今資料としておつけいただきましたところ、所得を明記をされておるところもございまして、これもあくまでも例という例示でございまして、御承知のように生活保護基準を基本としている以上は、家族構成の年齢によっても基準額が変わってまいりますし、人数構成によっても変わってまいりますので、そのあたりを明確にあらわすことがかえって誤解を招くおそれがあるのではないかと、このところから、広陵町の場合は、お困りの場合は御相談いただけますという内容も含めまして、この案内をお配りをさせていただいているわけでございます。

それで、その所得の基準が、例えばお示しをして、それがあからということ、例えば扶養家族であったり、社会保険の扶養であったりということ、パート収入を調整をされたりというケースも見受けられるわけでございますけれども、事この制度におきましては、生活の実態に応じた収入に応じた補助制度という運用でございまして、申請をいただいて、その申告所得額に応じて判定をさせていただいているという仕組みでございますので、そのあたりも明確にお示しさせていただくのがいいのかどうかということも先ほどの補助基準額、世帯構成によって変わるということも含めまして、現在のところはこのような御案内の仕方をさせていただいているわけでございます。当然お問い合わせをい



ただいた段階におきましては、世帯状況をお聞かせいただいた上で所得を把握をしてもいいという承諾をいただいた上で、そのあたりは御説明をさせていただくという体制はとってございますので、よりきめ細かな御案内ができておるのかなというふうに考えております。

ただ、文言等の一言一句につきましては、これはこれでよしとしているのではなしに、さらにわかりやすい表現方法があるようございまして、そのほうは日々研究をして毎年少しずつでも改めていければと、それは常に考えておるところでございます。

それから、補助制度につきましてのお話もございました。現在、国の補助制度はこのように改正をされておるところでございますので、私どもはこれに沿った形で町として国からお受けできる補助金額につきましては、漏れなく申請はさせていただいているということでございます。

それから予算のことも再度触れられましたけれども、現制度に基づいて運用させていただいておりますので、予算等の関係は先ほど説明させていただいたとおりでございますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（青木義勝君） それでは、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** まだ言いたいことはいっぱいあるんですが次の質問に移ります。

中学校給食の2回目の質問です。

兵庫県芦屋市では、導入を求める世論の高まりを背景に2011年の9月に芦屋市立中学校の給食のあり方を考える懇話会が設けられ、2012年3月に実施を求める報告書が出されました。これを受けて市は導入を決め、実施検討委員会が7月に発足し、この実施検討委員会では、この間、各学校に栄養士がいる芦屋の小学校の給食、「自校方式の質を下げたくない。自校方式はつくりたての給食を提供できるし、アレルギー対応もできる。給食を活用した食育が期待できる」との意見が出され、12月をめどに結論をまとめる予定。民間業者が調理するデリバリー方式と給食か家庭弁当を選ぶ選択制は採用しないと決めています。広陵町でも奈良市が自校方式を決めた経過などを研修に行かれたと聞いています。町長は二つの委員会で多様な御意見をお聞きして町に合った給食の方式を取り入れていきますと答弁されましたが、もう御意見をお聞きしている期間、長過ぎませんか。

それと先ほど教育長が御答弁いただいた中に、委員を、私も何も言ってないんですよ、懇話会委員の皆様を「給食反対派」「弁当推進派」と決めつけたという言葉、一言も言ってないんですけども、いかがなものかと思えますって、どういう根拠で言うておられるのでしょうか。私の質問の通告書では、全然そんな懇話会の委員さんの話出てません。こ

れちょっと撤回していただきたいと思います。ただ、その懇話会の中では、お弁当がいいと言った子供さんの手紙を読まれた例もあったことは前の議会でも紹介させていただいたことはございますが、今度の通告書には、そのことは私何も触れておりません。

それで、この間、郡山のセンター方式、給食検討委員会で研修に行きました。そのたしか教育委員さんだったと、委員会の方だったと思うんですが述べておられました。郡山は以前からセンター方式だったので、今度中学校給食導入が決まったとき、自然にセンター方式になったと。でも自校ではにおいとかしてきたり、給食調理員さんとの触れ合いとか、いい面があるが、センターにはそういうことはないのがデメリットですと話しておられました。広陵町の小学校は自校方式なので、自校方式でされるのが自然の流れではないかなというふうにこのお話を聞いて思いました。

先日、ノロウイルス、給食が原因と決めつけられましたけれども、あれはさまざまなほかの要因があったと思うんですけれども、何か新聞では給食が原因と決めつけられてしまっていました。もし事故があった場合、何千人分もつくるセンターはやっぱり危険な選択ではないかと思えます。至急、芦屋のように実施検討委員会を立ち上げて実施に向けた計画づくりを急いでいただきたいと思うのですが、平成25年の重要課題とおっしゃったかな、町長、主要事業ですね、として位置づけるということで部局との調整をしているところという、これも前向きに御答弁受けとめたいと思うんですけれども、10日の何か山村さんのほうでも検討委員会の委員長でいらっしゃるから、スケジュールを教えてほしいという質問もありますから、そのときにスケジュールをお答えいただいてもいいと思うんですが、もし今ある程度のこの平成25年の主要事業として位置づけるため調整をしているところというのは、どういうふうなスケジュールでされておられるのか。もし御答弁いただけるのであればお願いします。もうお母さん方ね、もう1年たつんですよ、何も進んでない、そう違いますか、何も進んでいません。「もういつできるんですか」ってみんな聞かれていると思うんです、各議員さんも。PTAの会長さんもそんなん言っておられましたね、前、懇話会で。皆さんいつできるの、どうなったの、もう請願採択されたんだから、もうできるん違うのと思っておられるわけですよ。町は一体何をしているの1年間、こういうふうに思っておられると思うんですよ。ぜひ進めていただきたい。それには、やっぱり実施検討委員会、これを立ち上げないとできないんじゃないですか。御答弁お願いします。

○議長（青木義勝君） 平岡町長！

**○町長（平岡仁君）** どうもやり方が遅いということでございますが、給食は実現します。私はその方向で進めております。ただ、仕方があります。センター方式か自校か委託か、そのことをはっきり教育委員会と町部局との調整をいたします。することには間

違いはないです。その方向で進んでおります。そして、そのスケジュールについて早急に取り進めて平成25年度の予算に主要事業で明らかにしていきたいと思っております。その強行スケジュールを組まなければ進まないと思っております。私どもの方針をはっきり言わなければ進まないと思っておりますので、やります。どうぞお願いします。

○議長（青木義勝君） 安田教育長！

**○教育長（安田義典君）** この懇話会がなかなか進まない。質問の中にも書いてありますように給食反対派の意見がもう出尽くしたと、こういうところからやっぱり懇話会のことを指しているんじゃないかなと、そういうように考えました。

それともう一つ、今町長が言われましたように、こういういろんな私もこの給食のことについては、いろいろなところについても実際に聞きに行ったり、そしてインターネットでも調べてみました。やっぱりその地域地域に合った給食の最善を尽くしていくのには相当な時間をかけておられます。それは多いところでは三、四年もかけておられているところもあるわけです。

それともう一つは、やっぱりいろんな意見を聞くこと。それがやっぱり民主主義の世の中だと思います。少しそういうことから考えていったら、やっぱり時間もかかっているのが当然だと、私自身はそのように思っております。そしてやっぱり広陵町にするのであれば一番いい、そういうものをやっぱり探し出していく努力をしなければならないと、このように考えております。

以上です。

○議長（青木義勝君） 3回目の質問を受けます。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** 先ほどね、芦屋の例を聞いてなかったですか、教育長。2011年9月に懇話会が設けられて2012年3月にもう報告書が出されて、それで7月に検討委員会が発足して、12月をめどに結論が出るんですよ。そんな何年もかかってませんね。だから、やろうと思えば十分な御意見を聞いてできるのではないのでしょうか。もう十分御意見を聞いたと思うんですよ、もう1年の間にね。

私の通告書の撤回をなさらないわけですね、そうしたら。懇話会委員の皆様を決めつけるとしたのはいかがなものかと思っておりますという、これは撤回していただきたいと思っておりますが、一言も書いてないんですからね。懇話会の皆様を私は攻撃するつもりは全然ございませんので。そういう事実もありませんしね。

この間、全員協議会で公有財産有効活用検討委員会、そして上下水道事業経営懇談会委員名簿の資料が配付されました。どちらの委員会にもお名前載っている方多く見られましたけれども、こういう委員会とともに給食の、町長、そのスケジュールを立てて平成25年度に主要事業としてする。それは実施検討委員会を立ち上げなくてもするおつもりなんでしょうか。こういう委員会はすぐ立ち上げはるんですよ、公有財産とか上下水道のね。なぜ給食実施検討委員会を立ち上げられないのか、私は不思議でしょうがないんです。そういうのがなくてできるものなんですか。前、私、町の町営住宅、あれも平成25年度長寿命化で検討します、立てますというふうな答弁いただいておりますが、もう実施検討委員会をつくられたのかなって思ったら、それも全然つくられておられないしね。やっぱりこういう委員会も大事かと思えますけれども、やはり多くのお母さん方が一日も早く望んでおられるのは、やっぱり実施するそういう検討委員会で、町長部局とか教育委員会の部局とか、そういうところで1年間十分議論されてきたんですから、もう後は実施する委員会を立ち上げていただきたい。これが一日も早く実施することにつながるのではないかなと思うんですけれども、しつこいようですが、もう一回答弁お願いできますか。

○議長（青木義勝君） 3回目の答弁です。

平岡町長！

**○町長（平岡仁君）** 実施するための教育委員会や町部局で特別委員会を立ち上げているんですから、これは調整すればあとはやるだけです。これからまた違う特別委員会を立ち上げたら、また二度手間になりますので、もうやってもらったんですから。特別委員会で考えてもらったんですから、あとは予算化するだけです。わざわざする必要はありません。

○議長（青木義勝君） それでは、次の質問に移ってください。

**○13番（山田美津代君）** 教育長は答弁なしですか。

○議長（青木義勝君） 教育長、その、何の取り消しか何か言うてますけれども、ちょっとそれについては、撤回の。

安田教育長！

**○教育長（安田義典君）** 撤回するか、しないかということなんですけれども、

ここの通告書に書いてあるところから、こういう文脈から見れば、私はそういうように解釈いたしました。(発言する者あり)だから、私はそういう意味で一つの会というんですが、そういうところに反対派、賛成派というようなことを言われるのはいかなものかなと、そういうように思っております。

○議長（青木義勝君）　しないということやね。

じゃあ、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）**　3番、憲法違反の差し押さえ。ここでも何かちよつ

と血圧が上がりそうなんですけれども、通知を出しても連絡がなかった、お兄さんには伝えてもらったはずと担当課は主張されます。でも夜9時までにはいますから、仕事終わって持ってきてほしかったとか言われたんですよ、担当課長ね、抗議に行ったら。でも御本人はお兄さんから何も聞いていない、そんなふうに言っておられます。町長の答弁で「収納課の職員の努力により収納率が向上した」、努力されてますか、夜、家に行ってますか。ちゃんとその彼を捕まえるための努力をしてないじゃないですか。それと「厳しさと優しさを兼ね備えた対応であり」、厳しきしかないじゃないですか、どこに優しさがあるんですか。「それぞれの事情を十分把握して滞納原因を見きわめ、滞納解消の相談に応じることであります」、相談も何もしてないです。3回通知出ただけです。全然違いますね。「差し押さえは最終手段でそこに至るまで手順を踏んで対応させていただいております」、3回通知出ただけが、これ手順を踏んだことになるんですか。最後に「十分な協議、相談をした後の差し押さえでありますので、御理解いただきたいと存じます」とありますが、全然相談していません。言っていること全然これ違います、町長。どういうふうに聞いているんですか、担当課長から。それで3回の通知を出ただけで、それでお給料が振り込まれたから、16万円のうちの滞納分11万3,000円のうち10万円を差し押さえた。いきなり10万円も差し押さえてね、6万円はどうやって生活しろと言うんですか。担当課長、ひどい差し押さえって認めてます、自分で。600件の差し押さえのうち、こういうひどいケース、5%ありますと言っていました窓口で。30件あるんですね。

地方自治法、地方公共団体は十分の福祉の増進を図ることを基本としています。憲法25条の「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という規定を受けて、地方自治法は自治体の努めてとして住民の福祉の増進を図ることを規定しています。その自治体である町が一人の若者の命を11万3,000円と引きかえに脅かしているのでしょうか。命を守るのがお仕事ではないんですか、町長、どうなんでしょう。

○議長（青木義勝君）　答弁。

平岡町長！

**○町長（平岡仁君）** おっしゃるのが事実であれば、大変遺憾なことだと思います。

今、山田議員のおっしゃっていることは、我々幹部も、また控室で担当者もみんな聞いています。よく肝に銘じて、これから対応していきたいと思います。

○議長（青木義勝君） 13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** きのう、その彼からこんな異議申し立て書を出しまして、その返事が来ました。

決定書、本件異議申し立てを棄却する。

理由、申立人の主張、申立人の異議申し立ての主張は、広陵町が平成24年9月14日に行った申立人の預金の差し押さえ処分の取り消しを求めるものである。

(1) 住民の生活を守る任務を放棄し、生活状況も確認しないまま通知を出し、連絡がないというだけで差し押さえを強行した。

(2) 振り込まれた給与を預金債権と考えた生活破壊の差し押さえ処分の撤回を求める。こういう撤回理由で出したんです。

処分長の弁明。地方税法第19条により認められた行政不服審査法に基づく異議申し立てである。

(1) 前項第1号の主張について。扶養義務者である兄（別世帯）、別世帯のお兄さん扶養義務者なんですか、から生活状況について確認しており、再三通知を送付しているものであり、納税意欲の希薄からの滞納と判断し、処分は妥当である。

(2) 前項第2号の主張について。差し押さえた債権は預金であり、本人の収入だけで生計を維持しているわけではなく、生活破壊の処分ではない。

(3) 決定の理由。扶養義務者である兄から、生活状況について確認しており、再三の通知にもかかわらず納付がないことから、納税意欲の希薄による滞納と判断できること。差し押さえた債権は預金であり、本人の収入だけで生計を維持しているわけではなく、生活破壊の処分ではない。よって本件異議申し立ては理由がないものと認め、処分のとおり決定するという、平岡町長のお名前、この却下の文書が届いていますが、お兄さんは扶養義務者ではありません。そして、預金と言いましたけれども、通帳の残高って幾らだったと思いますか、913円ですよ。これ預金と言えますか。913円のところに16万円お給料が入ったんです。入った途端10万円差し押さえられたんです。これ預金と言えますか。

それで、平成10年群馬県玉村町、これも給与差し押さえられて取り消し裁判で和解を

かち取った例があります。ぱっと読みますが、Oさんは失業した時期もあり、02年から07年にわたって国保税、町民税、約65万円を滞納。町は08年5月、Oさんの銀行口座に振り込まれた給与約20万円を予告なしで差し押さえた。家賃も電気代も払えない、死ねということかと電話で抗議したが解除されませんでした。困ったOさんは日本共産党に相談して、町に異議申し立てをしたものの却下に。昨年2月に、この昨年というのは平成10年のことですが、2月に処分取り消しと損害賠償を求めて前橋地裁に訴えましたが棄却となり、東京高裁に控訴しました。裁判では浦野広明さんという、立正大学法学部教授の鑑定書というのが提出されました。内容は、給与預金債権は差し押さえ禁止財産、給与の預金債権、彼の通帳に入った16万円のお給料ですね、これは差し押さえ禁止財産という、この立正大学法学部浦野教授の鑑定書があるわけです。それで、この専門家からの指南は審理に大きな影響を与えて、町が和解を申し出て、町が納税者の生活実態を尊重することとし、62万円の解決金を支払うことで合意しました。解決金のうち約32万円は滞納分に納税されましたという、こういう例があるんですよ。お給料、これ差し押さえたらだめと教授は言っているんです。だめなことをしているんです、町は。十分な相談もしていないんです。それで何でこんな異議却下されるんですか、異議申し立て。おかしいでしょ。本当に悲しいですよ、「福祉のまち広陵町」って言っているのに、壇上でも申し上げましたけれども、本当に彼、食べるものがなくて、朝食べてない、昼食べてない、夜も食べる物なかったわけですよ。福祉貸し付け借りに行ったときに。やっと5万円借りたから1カ月生活できたんです。その前に彼はずっと失業状態で、ちょこっと派遣で行っては、もう暇になったからいいよということで、そういうことを繰り返していたので、次々職を探さなければいけないので、とても町からのそういうものを見てなかった自分も悪いと、そういうところは彼も十分反省しています。これからは町から来たものは必ず見て、わからないことがあったら、私たちに相談すると約束しています。ですから、今後こういうことはないと思います。でも、そういうことをわからせるために命を脅かすようなことをしたらだめですよ、本当に。どうですか町長。こんな町、「福祉のまち広陵町」って言えますか。まだ、これを納税率を高めるために続けていくんですか。御答弁をお願いします。

○議長（青木義勝君） 3回目の答弁です。

山村副町長！

**○副町長（山村吉由君）** 少し説明をさせていただきたいと思います。

今、おっしゃっている方の世帯は、お父さんと二人で暮らしておられます。その御兄弟が別の地域で生計を立てておられるということは御承知いただいているかと思いますが、お父さんの収入ももちろんございます。御本人の所得も調査の結果判明いたしております。

たまたま913円の預金残高で差し押さえはさせていただいておりますが、そこに至るまでに、その別に暮らしておられる御兄弟がお父さんの国民健康保険税滞納分を相談に来られて、別にその方がかわって負担をさせていただいているという状況で、家族全体として収入について、いわゆる納税について把握をしておられる方が別に暮らしておられるお兄さんで、その方を通じていろいろと相談をさせていただいていると。お父さんも役場に来ていただいて話をし、そこに一緒に暮らしておられる息子さんの滞納についても説明をしております。ところが御本人が納税の意欲が全くないという状況で手をこまねているわけにはいかないので、最終的に差し押さえもさせていただいたという経過がございますので、ただ給与を振り込まれた預金を目掛けて差し押さえをさせていただいたというものではないということで御理解いただきたいと思います。また、御本人には別に収入もあるということを調査の結果、判明いたしておりますので、そのことも御報告を申し上げておきます。

○議長（青木義勝君） それでは、次の質問に移ってください。

13番、山田さん！

**○13番（山田美津代君）** それは誤解だと思います。一切ありません。

公共交通に移ります。

先日の全員協議会で元気号の改善案が出されましたが、バス停の増便や車両を入れかえて積み残しのないようにする。そして年末年始も走行するなど町民の御意見に沿って改善されました。でも元気号の構造的な欠陥は、町職員がどんなに頭をひねっても改善できない。先ほど申し上げたように足の悪い方はバス停まで行けません。そういうようなことが改善できないと思います。公共交通活性化委員会では、やはり利害が絡むようなところでの会議では、本当に町民の要望に沿った公共交通ができないんじゃないかなと思うんですけども、それは前にもお話しさせていただいたんですが、公共交通活性化協議会というのはタクシー会社とか奈良交通とか、そういう方たちが入った協議会でございますよね。そうしたら、奈良交通、デマンド入れたらおっしゃる、ここに書いてある、答弁されたように奈良交通に乗る人が少なくなるから廃止になるから、デマンドで行こうなんていう話にはならないと思いますね。でも、町民が望んでおられる、またこれから高齢化社会に必要なのはどっちなんですか。もし、デマンドをしなくて、このまま路線バスを走らせていても、たくさん乗るようになるんでしょうか、このまま。赤字はそのままずっと赤字のままいくん違いますか。大改革をしないと無理なん違いますか。このまま走らせていて赤字が解消するんやったら、幾ら公共交通活性化協議会で協議されて、奈良交通を残しておこうというふうな協議をされてもいいと思いますけれども、赤字はこのまま続くんじゃないでしょうかね。それやったら、もう大英断して、もう廃止して、もうデマンド、それと元



気号、これ朝晩、通勤、通学に使っていただく、安曇野のように、そのようなことを考えてもいいのかなと思うんですけれども、どこかでこれ決断しないといけません、奈良交通さんも。もっと乗客率が上がるようなことを工夫していただくか、もうやめて黒字路線に力を入れていただくか。元気号も奈良交通さんの委託ですから、そういうことを何か考えていったらいいんじゃないかなと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（青木義勝君） 2回目の答弁です。

松井総務部長！

**○総務部長（松井宏之君）** 今、山田議員さんのほうからおっしゃっていただきましたが、あくまでも今、奈良交通の走っている路線については、それだけの利用者があるということで今継続して運行されているという状態でございます。当然そのところを廃止しましたら、当然今利用されている方に不便を来すというものでございますので、今走っている路線については、あくまでも赤字であります、補助金をいただいて赤字を解消して運行しているという状態でございます。

それから、広陵町の交通改善協議会の構成でございますが、これについては、あくまでもそういう公共の交通機関、タクシー機関、また運輸省というような形のものを入れての組織というのがちゃんとうたわれておりますので、当然その方が入って協議会のほうが成り立っているというものでございます。そこでいろいろな協議をいただいて改善をしていくと、公共交通システムの改善をしていくというものでございます。

それと答弁でも出ておりますが、足の悪い方、また障がいのある方については、町のほうでも福祉タクシー、また介護タクシーというような形で補助制度もございます。そういう利用をいただいているという部分もございますので、今走っている元気号については、あくまでも無料で走らせていただいていると。説明しましたように利用がかなりふえてきているということでさせていただいておりますので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（青木義勝君） よろしいですか。

以上で、山田さんの一般質問は終了いたしました。

大変お疲れのところ申しわけございませんが、お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により5時30分まで延長いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）